

柱Ⅳ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【女性活躍推進法推進計画】

施策の方向

- 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現
- 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

人口減少と少子高齢化が同時進行し、価値観やライフスタイルが多様化する中で、誰もが仕事上の責任を果たしながら、ライフステージに応じて、子育て、介護、地域活動、自己啓発などの様々な選択ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことが求められます。

しかし、令和4（2022）年の市民意識調査では、「仕事と家庭生活をともに優先」することを希望する割合が最も高かった一方で、現実では「仕事を優先」している割合が最も高い結果となっており、希望と現実の乖離が見られるのが現状です。

ワーク・ライフ・バランスは、ジェンダー平等社会の実現や本市の成長力を高め、将来にわたり持続可能な社会の実現の前提となるものです。働く人、企業、家庭、地域などで構成される「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を中心に関係機関が連携しながら取組を進めていくことが大切です。

企業においては、仕事と生活を両立できる環境づくりに取り組むことは、企業の従業員満足度を高め、優秀な人材の確保につながるものであり、多様で柔軟な働き方の導入や、男性の育児休業の取得促進などさまざまな取組が求められます。

また、「職場でともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績や結果を出しつつ、自らも仕事と生活を楽しむことができる上司（イクボス）」の存在も重要です。「北九州イクボス同盟」の輪を広げるとともに、取組内容の質を向上することで、より多くの企業での働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスを推進することを支援します。

あわせて、「ライフ」を支える子育てや介護等の施策を、「元気発進！子どもプラン」や「しあわせ長寿プラン」などの各分野別計画に基づき実施します。

施策の方向1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには企業等の理解と協力が不可欠です。

長時間労働の削減、テレワークをはじめとした柔軟な働き方の導入、男性の育児休業の取得促進など、企業の意識・働き方改革が進むよう、意識啓発や情報提供、関係法令や各種支援制度の周知などに取り組めます。

また、働く人自身が働き方と同時にライフスタイルを見直し、男女がともに協力しながら家庭での責任を果たすきっかけとなる、出前セミナー等を実施します。

<具体的施策>

(1) 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

No.	取組内容	局名
41101	企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。 【再掲】	総務市民局
41102	企業の女性従業員や人事担当者等を対象に女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等を開催します。 【再掲】	総務市民局
41103	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。また、受賞者の取組事例を紹介し、企業等に対して、広く周知します。【再掲】	総務市民局
41104	働き方改革、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む市内事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。【再掲】	総務市民局
41105	企業、働く人、市民、行政が一体となって組織された「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、各団体が連携してワーク・ライフ・バランス推進月間（11月）を中心に啓発事業を行います。	総務市民局
41106	ワーク・ライフ・バランスの推進につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を民間企業等で実施します。	総務市民局
41107	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む中小企業に対して、事業展開に必要な資金を融資します。	産業経済局
41108	公共調達を通じた子育て支援・男女共同参画の推進を目的として、市への業者登録の際に、表彰の受賞など積極的な取組を行った企業に対して、インセンティブを与えます。【再掲】	技術監理局
41109	工事の総合評価落札方式の評価項目である「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組」を積極的に行っている場合、及び、「女性技術者の配置」を行っている場合に加点点評価します。【再掲】	技術監理局
【新規】 41110	企業に対し、働き方改革推進に関する国や県の取組について周知・広報を行います。	産業経済局

<具体的施策>

(2) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

No.	取組内容	局名
41201	「北九州市 DX 推進計画」に基づき、働きがいのある働きやすい職場の実現に向けた「働き方改革」を推進します。	デジタル市役所推進室
41202	管理職のイクボス実践により、職場風土を改革し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るほか、両立支援制度の周知及び取得促進に向けた啓発を実施します。	総務市民局
41203	男性職員が育児に積極的に参画することを通して、男性自身の働き方を見直すきっかけとなるほか、職場全体の業務の改善等にもつながるため、男性職員の育児休業の取得を促進します。	総務市民局
41204	職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性を学ぶ研修を実施します。	総務市民局
41205	ワーク・ライフ・バランスの推進につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を市役所で実施します。	総務市民局

<具体的施策>

(3) 地域活動やボランティア活動への参画促進

No.	取組内容	局名
41301	市民センターで、地域の特色を生かした講座や市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供します。	総務市民局
41302	NPO・市民活動への参加を促進するため、「市民活動サポートセンター」を拠点として、市民活動団体の活動支援や育成などを行います。	総務市民局
41303	退職などをきっかけに地域活動等への参画を支援するため、「生涯現役夢追塾」を開催します。	保健福祉局
41304	高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいや健康づくりのため、「年長者研修大学校」における講座等を開催します。	保健福祉局
41305	ボランティア活動や地域活動への参画を促進するため、北九州市社会福祉協議会において、ボランティアの活動支援や育成などを行います。	保健福祉局

41306	65 歳以上の高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、貯まったポイントを換金又は寄付することができる「介護支援ボランティア事業」を実施します。	保健福祉局
-------	---	-------

施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

ワーク・ライフ・バランスの実現には、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関するサービスの充実を図る必要があります。

これまでも子育て環境の整備に取り組んできましたが、今後も引き続き、保育の需要と多様なニーズの把握に努めるとともに、病児・病後児保育、延長保育などを含めた保育サービスや放課後児童クラブの充実など、きめ細かな子育て支援策に取り組めます。また、介護者の負担を軽減するため、介護に関する情報提供や相談対応を行います。

さらに、企業等の事業者に対しても、仕事と子育て・介護等との両立への一層の理解促進を進めていきます。

＜具体的施策＞

(1) 子育て環境の整備、充実

No.	取組内容	局名
42101	保護者の就労形態の多様化や冠婚葬祭等の理由による一時的な保育等に対応するため、延長保育、夜間保育及び休日保育等の特別保育事業を実施します。	子ども家庭局
42102	児童の病気による保護者の保育ニーズに対応するため、病児保育を実施します。	子ども家庭局
42103	保護者の仕事と子育ての両立支援のため、放課後児童クラブの施設整備や運営内容の充実を図ります。	子ども家庭局
42104	仕事の都合や子どもの軽い病気のとくに、ボランティア組織「ほっと子育てふれあいセンター」の会員間で子どもの預かりや送迎など、子育て支援サービスを実施します。	子ども家庭局
42105	乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができる「親子ふれあいルーム」を区役所や児童館などで運営します。	子ども家庭局
42106	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、関係機関と緊密に連携し、それぞれの相談内容に応じた包括的・継続的支援を行います。	子ども家庭局

42107	子どもの成長に応じた情報を手軽に入手できるよう情報誌「北九州市こそだて情報」やホームページ「子育てマップ北九州」により情報提供します。	子ども家庭局
42108	乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行います。	子ども家庭局
【新規】 42109	市営住宅の入居者募集において、子育て世帯に対し、優先的な入居の取り扱いを行います。	都市整備局

<具体的施策>

(2) ひとり親家庭への支援

No.	取組内容	局名
42201	ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、「母子・父子福祉センター」において、各種相談の受付、就業のために必要な知識や技能を習得するための講座等を実施します。	子ども家庭局
42202	ひとり親家庭の親が就職し自立するため、就職に有利な資格取得や教育訓練のために支給する「高等職業訓練促進給付金」「自立支援教育訓練給付金」の利用を促進します。	子ども家庭局
42203	ひとり親家庭等の経済的自立を促進するため、就学や技能習得などのための各種資金を貸し付けます。	子ども家庭局
42204	ひとり親家庭等に対して、疾病等により一時的に日常生活に支障が生じた場合に支援員を派遣し、家事や保育等の支援を行います。	子ども家庭局
42205	市営住宅の入居者募集において、母子・父子世帯に対し、優先的な入居の取り扱いを行います。	都市整備局
【新規】 42206	ひとり親家庭等の住まいの確保にお困りの方の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、貸主・借主双方に対する情報提供等の支援を行います。	都市整備局

<具体的施策>

(3) 高齢者・障害のある人等の支援やサービスの充実

No.	取組内容	局名
42301	認知症に対する理解を深めるため、「認知症サポーター養成講座」を実施します。	保健福祉局

42302	仕事と介護の両立を支援するため、地域包括支援センターで情報提供を行います。	保健福祉局
42303	高齢者や障害のある人及びその家族に対する支援のため、訪問介護・通所介護などの介護保険サービスや居宅介護・生活介護などの障害福祉サービスを実施します。	保健福祉局
42304	介護する家族を支援するため、家族が抱える不安や悩みなどを打ち明けられる家族交流会や、コールセンターでの相談事業を実施します。	保健福祉局
42305	障害のある人に対して、「障害者基幹相談支援センター」等で相談や情報提供を行います。	保健福祉局
42306	地域包括支援センターを中心に官民協働による相談体制の拡充を図り、高齢者や障害のある人及びその家族にとってより身近な総合相談体制を構築します。	保健福祉局
42307	「高年齢者就業支援センター」と「シニア・ハローワーク戸畑」が連携し、中高年齢者の多様なニーズに応じた転職や再就職を支援します。	産業経済局
42308	「北九州市シルバー人材センター」において、高齢者に臨時的・短期的な就業の機会を提供することにより、高齢者の生きがいがづくりや地域社会への参加を促進します。	産業経済局
42309	「北九州障害者しごとサポートセンター」で、就労を希望する障害のある人の就労を支援します。	保健福祉局

柱Ⅴ 安心して健康に暮らせる社会の実現

施策の方向

- 1 DVの防止及び被害者の支援
- 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止
- 3 生涯を通じた女性のヘルスケア
- 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援
- 5 防災における男女共同参画の推進

ジェンダー平等社会を実現するためには、性別にかかわらず一人の人間として尊重され、安心して暮らせる社会であることが前提となります。

誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は重大な人権侵害行為であり、早急に対応すべき重要な課題です。

これらの被害者は、多くの場合女性であり、生活困窮や家族関係破綻等の問題と複合して、複雑化、多様化した困難な問題を抱える女性への支援が必要となっています。

市民一人ひとりに人権尊重に対する意識を浸透させ、人権侵害行為の防止に努めるための広報・啓発活動等を充実するとともに、相談体制の充実や自立支援など様々な支援を行います。

また、男女が生涯を通じて豊かな人生を送るためには、男女がお互いの身体的特徴や性についての理解を深め、理解しあい、尊重しあうことが重要です。特に女性は、生理や妊娠・出産、更年期など、女性特有の健康上の課題があり、女性のヘルスケアに関する取り組みが必要です。企業においても、女性のヘルスケアをはじめ、「健康経営」の視点から従業員全体のヘルスケアに取り組む必要があります。

施策の方向1 DVの防止及び被害者の支援

【第4次北九州市DV対策基本計画】

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVを防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止のための広報・啓発を行うとともに、相談窓口の一層の周知を行います。

配偶者暴力相談支援センターや各区役所の子ども家庭・相談コーナーなど、DV相談に係る関係機関が緊密に連携して相談対応、保護、自立支援に取り組み、被害者やその家族が安心して暮らせるよう支援を行います。

また、DVの予防や早期発見のために、引き続き幅広く市民に対して広報啓発するとともに、SNS等のネットの普及による子どもの性被害やデートDVの被害を予防するため、学生など若年層を対象として、デートDV等の予防啓発を推進します。

<具体的施策>

(1) DVを許さない意識の醸成

No.	取組内容	局名
51101	DVやデートDVに関する理解を促進するため、リーフレット等で広報啓発を行います。	総務市民局
51102	デートDVに関する理解を促進するため、高校生や大学生等の若年層に対するデートDV予防教室(出前講座)を実施します。【再掲】	総務市民局
51103	内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12～11/25)に合わせ、期間中に様々な啓発活動を実施します。	総務市民局
51104	市政日より、SNS等、様々な媒体を通じて、女性の人権問題等に関する広報・啓発活動を行います。	市長公室
51105	幼児から高校生に対して、人権を尊重し暴力を許さない意識を醸成するため、発達段階に応じた人権教育を推進します。	教育委員会
51106	保育所の職員、学校の教職員等に対して、人権を尊重し暴力を許さない意識を醸成するため、人権研修を実施します。	子ども家庭局 教育委員会
51107	教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者へのDV被害に関する啓発、周知を行い、DV被害者の子どもの早期発見に努めます。	教育委員会

<具体的施策>

(2) DV被害相談体制の充実

No.	取組内容	局名
51201	「配偶者暴力相談支援センター」や各区子ども・家庭相談コーナーでの相談体制の充実を図るため、「配偶者暴力相談支援センター」に統括指導員(スーパーバイザー)を配置します。	子ども家庭局
51202	各区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。	子ども家庭局
51203	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。	保健福祉局 子ども家庭局

51204	高齢者、障害のある人など、相談者の状況に応じて、関係機関が連携して対応します。	保健福祉局
51205	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、外国人市民を対象とした無料相談窓口の開設や、区役所等での相談時に行政通訳者の派遣を行うほか、外国人のDV被害者への対応のため、外国人相談窓口職員へDVに関する情報提供を行います。	政策局
51206	男性のDV被害者に対して、「配偶者暴力相談支援センター」や各区役所子ども・家庭相談コーナー、「男女共同参画センター」において関係機関と連携して相談に対応します。	総務市民局 子ども家庭局
51207	「配偶者暴力相談支援センター」、「男女共同参画センター」、各区役所子ども・家庭相談コーナーなどの窓口相談員のスキル向上のため、研修の実施や福岡県等主催の研修会へ派遣を行います。	総務市民局 子ども家庭局
【新規】 51208	社会的孤立など生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から生じる、既存の制度の対象となりにくい様々なニーズに対応し、必要なサービスにつなげるため、包括的な支援体制の構築に取り組みます。	保健福祉局

<具体的施策>

(3) DV被害者保護体制の充実

No.	取組内容	局名
51301	DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設への入所等、適切な保護を実施します。	子ども家庭局
51302	DV被害者の安全確保のため、必要に応じて警察への情報提供や関係機関等への同行支援を行います。	子ども家庭局
51303	DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設の職員に対して、必要な情報提供やDVに対する理解促進のために研修を行います。	子ども家庭局
51304	緊急一時保護施設入所中のDV被害者に対して、医療機関への同行など必要な支援を行います。	子ども家庭局
51305	DVシェルターを運営する民間団体に対して、財政的な支援を実施します。	子ども家庭局